

○不当要求排除特別区活動推進要領の制定について(通達)

(平成5年3月29日岡暴対第15号／岡防第132号警察本部長例規)

(概要)

不当要求排除特別区を指定し、当該地区について重点的な暴力排除活動の推進を図ることを定めたものである。

主な通達の内容は、

- 1 目的
- 2 特別区の指定
- 3 推進体制
- 4 署長の責務
- 5 留意事項
- 6 報告

等である。